

(平成27年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年7月から62年3月まで
② 昭和62年4月から63年3月まで

私の年金記録では、申立期間①は未納期間、申立期間②は免除期間とされているが、この期間は全て私の妻が夫婦二人の国民年金保険料を納付していた。社会保険料控除額が記載された昭和59年から63年までの所得税の確定申告書の写し及び同申告書作成時に妻が記載したメモを添付するので、申立期間①及び②の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の妻が申立期間①及び②に係る夫婦二人の国民年金保険料を納付していた。」と主張し、昭和59年から63年までの所得税の確定申告書の写し及び同申告書作成時に申立人の妻が記載したとするメモを提出しているところ、当該確定申告書のうち、60年分及び63年分の確定申告書には、社会保険料控除欄に国民年金保険料額が記載されており、その金額は当時の二人の保険料と一致している。

また、上記の確定申告書のうち、昭和61年分及び62年分の確定申告書の社会保険料控除欄には年間の社会保険料控除額は記載されているものの、社会保険の種類及び支払保険料の欄には記載が無く、当該確定申告書からは各年における支払保険料額の内訳を確認することはできないが、同申告書作成時に申立人の妻が記載したとする上記のメモには、国民年金保険料額のほかに、各年における収入金額及び各種の支払保険料額が詳細に記載されており、61年及び62年のメモに記載された国民年金保険料額は、当時の二人の保険料とおおむね一致している。

さらに、上記の確定申告書により確認できる各年における収入金額はおおむ

ね一定しており、申立期間①及び②における申立人夫婦の生活状況に特段の変化は見受けられない上、ほかに当該期間の国民年金保険料納付が困難であったとする経済的な事情は見当たらないことから、申立人の妻が当該期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年7月から62年3月まで
② 昭和62年4月から63年3月まで

私の年金記録では、申立期間①は未納期間、申立期間②は免除期間とされているが、この期間は全て私が夫婦二人の国民年金保険料を納付していた。社会保険料控除額が記載された昭和59年から63年までの夫の所得税の確定申告書の写し及び同申告書作成時に私が記載したメモを添付するので、申立期間①及び②の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が申立期間①及び②に係る夫婦二人の国民年金保険料を納付していた。」と主張し、申立人の夫の昭和59年から63年までの所得税の確定申告書の写し及び同申告書作成時に申立人が記載したとするメモを提出しているところ、当該確定申告書のうち、60年分及び63年分の確定申告書には、社会保険料控除欄に国民年金保険料額が記載されており、その金額は当時の二人の保険料と一致している。

また、上記の確定申告書のうち、昭和61年分及び62年分の確定申告書の社会保険料控除欄には年間の社会保険料控除額は記載されているものの、社会保険の種類及び支払保険料の欄には記載が無く、当該確定申告書からは各年における支払保険料額の内訳を確認することはできないが、同申告書作成時に申立人が記載したとする上記のメモには、国民年金保険料額のほかに、各年における収入金額及び各種の支払保険料額が詳細に記載されており、61年及び62年のメモに記載された国民年金保険料額は、当時の二人の保険料とおおむね一致している。

さらに、上記の確定申告書により確認できる各年における収入金額はおおむ

ね一定しており、申立期間①及び②における申立人夫婦の生活状況に特段の変化は見受けられない上、ほかに当該期間の国民年金保険料納付が困難であったとする経済的な事情は見当たらないことから、申立人が当該期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月25日は3万7,000円、16年2月25日及び同年8月25日は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

私は、申立期間においてA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間における標準賞与額の記録が無いので、調査の上、厚生年金の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、A社の代表清算人から提出された賞与に係る資料により、申立人は、申立期間③において、同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③に係る標準賞与額については、上記の代表清算人から提出された資料において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、上記の代表清算人から提出された申立人に係る平成16年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推認される年間の社会保険料の合計額を上回ってい

るところ、上記の申立期間③における標準賞与額を含めて算出した申立期間②の賞与額は、申立人が記憶している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、上記の賞与資料及び算出結果を基に推認できる賞与額から、6,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間①について、上記の代表清算人から提出された資料により、平成20年5月30日付けでA社から申立人に申立期間①から③までに支給された賞与に係る厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額が返金されているところ、申立人から提出された預金通帳写しにより、同日に返金額と同額が同社から振り込まれていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①も賞与が支給されたと述べているところ、上記の代表清算人から提出された資料で確認できる返金額並びに申立期間②及び③において算出した賞与額を基に推認した申立期間①の賞与額は、申立人が記憶している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①に係る標準賞与額については、上記の賞与資料等及び算出結果を基に推認できる賞与額から、3万7,000円とすることが妥当である。

- 4 事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月25日は4万1,000円、16年2月25日は3万8,000円、同年8月25日は15万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

私は、申立期間にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間における標準賞与額の記録が無いので、調査の上、厚生年金の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、A社の代表清算人から提出された賞与に係る資料により、申立人は、申立期間③において、同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③に係る標準賞与額については、上記の代表清算人から提出された資料において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、15万6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、上記の代表清算人から提出された申立人に係る平成16年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推認される年間の社会保険料の合計額を上回ってい

るところ、上記の申立期間③における標準賞与額を含めて算出した申立期間②の賞与額は、申立人が記憶している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、上記の賞与資料及び算出結果を基に推認できる賞与額から、3万8,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間①について、上記の代表清算人から提出された資料により、平成20年5月30日付けでA社から申立人に申立期間①から③までに支給された賞与に係る厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額が返金されているところ、申立人の給与振込口座に係る普通預金元帳により、同日に返金額と同額が同社から振り込まれていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①も賞与が支給されたと述べているところ、上記の代表清算人から提出された資料で確認できる返金額並びに申立期間②及び③において算出した賞与額を基に推認した申立期間①の賞与額は、申立人が記憶している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①に係る標準賞与額については、上記の賞与資料等及び算出結果を基に推認できる賞与額から、4万1,000円とすることが妥当である。

- 4 事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月25日は7,000円、16年2月25日及び同年8月25日は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

私は、申立期間にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間における標準賞与額の記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、A社の代表清算人から提出された賞与に係る資料により、申立人は、申立期間③において、同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③に係る標準賞与額については、上記の代表清算人から提出された資料において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、上記の代表清算人から提出された申立人に係る平成16年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推認される年間の社会保険料の合計額を上回ってい

るところ、上記の申立期間③における標準賞与額を含めて算出した申立期間②の賞与額は、申立人が記憶している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、上記の賞与資料及び算出結果を基に推認できる賞与額から、6,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間①について、上記の代表清算人から提出された資料により、平成20年5月30日付けでA社から申立人に申立期間①から③までに支給された賞与に係る厚生年金保険料及び健康保険料の合計額が返金されているところ、申立人の給与振込口座に係る取引推移一覧表により、同日に返金額と同額が同社から振り込まれていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①も賞与が支給されたと述べているところ、上記の代表清算人から提出された資料で確認できる返金額並びに申立期間②及び③において算出した賞与額を基に推認した申立期間①の賞与額は、申立人が記憶している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①に係る標準賞与額については、上記の賞与資料等及び算出結果を基に推認できる賞与額から、7,000円とすることが妥当である。

- 4 事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和44年1月25日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月25日から同年2月25日まで
② 昭和44年9月25日から同年10月1日まで

私は、申立期間もA社に在職していたが、その期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された申立人に係る経歴書及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社C訓練所から同社本社B事業所に異動。後に同社同事業所から同社C訓練所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の回答及び訓練所の同期生の証言から、申立期間①及び②当時、申立人は同社本社B事業所に在籍していたことが確認できることから、申立人の同社本社B事業所の資格取得日を昭和44年1月25日、資格喪失日を同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社B事業所における昭和44年2月及び同年8月社会保険事務所(当時)の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格取得及び資格喪失に係る届出を誤ったことを認めている上、A社が保管している申立人に係る同社本社B事業所におけ

る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、厚生年金保険の資格取得日が昭和44年2月25日、資格喪失日が同年9月25日となっていることが確認できることから、事業主が同年2月25日を厚生年金保険の資格取得日、同年9月25日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年1月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和47年1月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月29日から47年1月1日まで

私は、昭和43年12月にA社に入社し、平成5年7月末まで継続して勤務した。しかし、同社B出張所から同社C支店へ転勤した時の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された社員名簿及び同社の事業主の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年1月1日に同社B出張所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B出張所における昭和46年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社B出張所は、昭和46年12月30日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるものの、同社の事業主は、同社B出張所は、同年12月末まで業務を行っていた旨回答していることから判断すると、申立期間において、同社B出張所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての適用要件を満たしていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社B出張所は申立期間において適用事業所としての要件を満たしているながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月19日は29万1,000円、同年12月20日は19万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月19日
② 平成18年12月20日

私がA社に勤務していた期間のうち、平成18年7月及び同年12月に賞与が支給されたが、私の年金記録には当該賞与に関する標準賞与額の記録が無い。賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できる賞与明細書を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成18年7月19日は29万1,000円、同年12月20日は19万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付

する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 3 月から 21 年 12 月まで
私は、A事業所を退職後、B事業所（現在は、C社）でD職として勤務したが、B事業所での勤務期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、B事業所が新規に厚生年金保険の適用事業所となったのは、E事業所を含め昭和 38 年 10 月 1 日が最初であり、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、申立期間当時のB事業所は、F共済組合令（明治*年勅令第*号）に基づきG共済組合（現在は、H共済組合）が組織されており、厚生年金保険が適用される事業所ではない。

さらに、H共済組合は、「通算年金通則法附則第*条第*項の規定により、昭和 36 年 4 月 1 日以前の共済組合員であった期間は通算対象期間ではなく、G共済組合規則により、20 年以上組合員でなければ退職年金の対象ではない。退職一時金が支給されたとしても、10 年経過後に書類は破棄しており、昭和 20 年代の記録は残っていない。」と述べている。

加えて、申立人は、申立期間と一緒に働いた元同僚として氏名を挙げた者は既に 30 年くらい前に亡くなっていると述べている上、ほかに元同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5707

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 28 日
② 平成 15 年 12 月 29 日
③ 平成 16 年 7 月 26 日
④ 平成 16 年 12 月 27 日
⑤ 平成 17 年 12 月 26 日
⑥ 平成 18 年 7 月 24 日

私は、平成 7 年 8 月 1 日から 18 年 12 月 18 日まで、A 市の B 社に勤務していた。申立期間①から⑥までについて、賞与を現金で支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないのは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から C 業を引き継いだ D 社の事業主は、「申立期間当時の従業員は、賞与を年 2 回支給されていたと言っている。」と供述している。

しかしながら、上記の事業主は、「B 社の貸金台帳や源泉徴収簿は保存していない。」と供述していることから、申立期間①から⑥までについて、申立人が同社から賞与を支給されていたことを確認することができない。

また、E 市は、「申立人の平成 16 年度から 19 年度までの市民税課税記録については廃棄済み。」と回答していることから、申立人の申立期間①から⑥までに係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、B 社の元事業主に照会したものの、回答が得られないことから、申立人の申立期間①から⑥までに係る賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間①から⑥までについて、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑥までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 6 月から 20 年 9 月 16 日まで
② 平成 20 年 9 月 16 日から 21 年 12 月 31 日まで

私は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、いずれも正社員として採用され、C部門のD職として勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された平成19年6月から20年9月までの賃金台帳により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、上記の賃金台帳によると、申立人の給与から、申立期間における厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る退職証明書には、申立人の所属がE社と記載されているところ、A社は、「E社は当社の子会社であるが、E社の事業主は既に死亡しており、給与支払事務等の詳細は分からない。また、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていなかった。」と回答している上、E社という名称の適用事業所は、オンライン記録において確認できない。

さらに、申立人は、元同僚として唯一記憶している男性の姓を挙げているが、性別及び姓では個人を特定することができず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の適用状況について聞き取り調査を行うことができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、B社から提出された平成20年9月から21年12月までの給料明細書により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、B社は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となった平成15年当初は、役員クラスだけを厚生年金保険に加入させ、しばらくの間は一般職員を厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している上、上記の給料明細書によると、申立人の給与から、申立期間における厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、元同僚として唯一記憶している男性の姓を挙げているが、性別及び姓では個人を特定することができず、申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用状況について聞き取り調査を行うことができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。